

SSC
 埼玉県障害者社会参加 推進
 センターだより
 令和6年9月30日 142号

編集
 埼玉県障害者社会参加推進センター
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
 県障害者交流センター内
 TEL 048-825-0707
 FAX 048-825-3070
 メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp
 HPアドレス http://saitama-shokyo.org/info/
 発行 NPO法人埼玉障害者センター
 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
 頒価 一部100円(会費に含まれます)
 発行日 10日・20日・30日

去る7月3日、優生保護法
 国家賠償訴訟に対する最高裁
 大法廷の判決が下された。判
 決は、優生保護法は「憲法の
 個人の尊厳と人格の尊重の精
 神に著しく反し、同法は作ら
 れた時点から憲法に違反して
 いた」、そして国家賠償につ
 いては「20年の除斥期間の経
 過により請求権が消滅したと
 して、国が賠償責任を免れる
 ことは、著しく正義・公正の
 理念に反し到底容認できな
 い」と断じ、原告はもとより
 不妊手術を強いられたすべて
 の被害者に対し、国としての
 賠償を命じる画期的なもの
 なった。

優生保護法国家賠償訴訟「完全勝訴」
 新たな歴史を切り開く
 大きな一歩「最高裁判決」
 障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会
 國松 公造

判決当日は傍聴券を求めて一
 人以上の人が詰めかけた。多く
 の人が集まること、被害者はじめ
 訴訟関係者を励まし、この裁判
 がいかに注目されているかを示
 たいという思いから私も並んだ。
 私は予定より早く来たので10番目
 の整理券をもらった。抽選で傍聴
 できる人はほんの一握り、私は運
 良く傍聴券が当たった。周りの人
 たちは外れてがっかりしている人
 が多かった。もちろん私の役割と
 して、航空機や新幹線を使って遠
 方から来る、原告ではないが運動
 として深く関わっている人で、外
 れてしまった人に傍聴券を譲るつ
 もりだ。結局、私は良く知ってい
 る人で、大阪の運動関係者に傍聴

券を譲った。
 その後、傍聴する人たちと別れ
 て、外れ組は最高裁の正面玄関の
 方に移動し、勝訴の知らせを待っ
 た。正面玄関周辺は多くの人で埋
 め尽くされていた。一定の時が流
 れ、私たちは相当に焦っていた。
 何時に判決が出るというものでは
 ないが、まだか、まだかの思いか
 ら、もうすでに判決は出たはずだ、
 まだ出ないぞ、おかしい！などと
 つぶやきながら、時を待った。
 裁判結果は、原告団・弁護団の
 主張は完全に認められ、「完全勝
 訴」の判決だった。それは、訴訟
 に立ち上がった原告をはじめ、障
 害者・家族、関係者が、一致団結
 して勝ち取った歴史的快挙であり、
 日本社会の至る所にはびこってい
 る優生思想を打ち破る大きな一歩
 になると確信した。なんと行って
 も人権を真正面においた判決で、
 除斥期間のカベを打ち砕いたこと
 ろが大きい。
 歴史的勝利を振り返ると、優生
 保護法は、なんと戦後の新憲法が

制定された後、1948年制定から1996年までの48年間も続いた後、廃止された。しかし廃止に当たって、国・政府からは一切の謝罪も補償もなかったまま、現在に至ったのだ。

その後、22年が経過した2018年、宮城県の女性が「優生手術は憲法違反」と仙台地裁に提訴、これをきっかけに訴訟運動は大きく広がり、現在までに11都道府県（北海道、宮城、東京、静岡、愛知、大阪、兵庫、徳島、福岡、熊本、大分）で39人（うち6人が死亡）が原告として立ち上がり人生をかけて闘ってきた。そのことは国会にも波及し、救済を目的に超党派の議員連盟が発足し、2019年4月に一時金支給法が議員立法で成立した。しかし、320万という支給額も、補償対象も、あわせて謝罪についても、原告、被害者が到底納得できないようなものではなく、各地裁の裁判は継続され、真の謝罪と補償、優生保護法問題の解決を求める闘いは続いて行った。この間の運動

で2022年5月、優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会が結成され、原告団・弁護士・支援団体が結集して、国や政府、さらには政治や社会を動かす大きな運動をつくってきた。それでも国・政府は優生保護法の誤りを認めず、同法は「当時は合法だった」の一点張りで、「補償は除斥期間20年を過ぎており請求権はない」として、裁判で争う姿勢のままだった。

優生保護法訴訟団は勝利をめざし、裁判支援をはじめ情報交換や交流、オンライン会議、国会院内集会、議員要請行動などを繰り返してきた。昨年9月には最高裁宛の「人権の砦として正義・校正の理念にもとづく判決を求める署名」運動が展開され、今年4月までの8カ月間で33万筆を超える署名を提出した。これが力となり、5月29日、15人の裁判官が審議を行う最高裁大法廷での上告審弁論が開かれ、高裁判決が下されている大阪・東京・札幌・兵庫・宮城の12人の原告たちが、優生保護法

による人権侵害、人間としての尊厳を深く傷つけられてきた許したい怒りや思い、切実な事態を訴えた。そして7月3日の結審を迎えた、実に優生保護法が施行されてから76年目、原告、弁護士、そして150人の傍聴者は歴史的な瞬間に立ち会った。

さて、判決直後に勝訴の垂れ幕を持って小走りに駆け寄ってくる訴訟関係者を思い浮かべて、最前列でカメラを構えていた人たちはじめ、私たちの期待は見事に外れたのだ。それは、あまりにも多い人垣に、正面からは出られずに別口から出て、広い敷地に沿った道をぐるりと回って、私たちを後ろ側から追いかけるようなかたちで、報道機関ともども追いかけてきた。待ちくたびれたが、そこでまた、歓喜が沸き起こったのだ。もちろん待ちくたびれてあきらめた人もいるし、地下鉄に向かった人たちの多くは、車中でネットでの勝利を知り、歓声を上げたとの報告もあったという。このことはT

V・新聞等のニュースで多くの人に知られることとなった。

最高裁判決を受け、原告団・弁護士・優生連は全面解決のための要望書を首相に手渡した。その課題は

① 政府・国会の決意表明、謝罪決議

② 全被害者に対する被害を補うに足る一日も早い賠償・補償の実施

③ 恒久対策の実施等である。

そして判決の大きな意義は、

④ 違憲性や賠償責任を認めたこと。

⑤ 除斥期間の力ベを突破したこと。

⑥ 同意ありの不妊手術であっても強制と認めたこと。

⑦ 法が差別を行ったと認定したこと。

⑧ 一時金支給法は損害賠償責任を前提にしていなかった不十分なものとしたこと。

裁判は終わったが、優生保護法問題は全面解決した訳ではない。

いわばやっとスタートラインにつくところまで来たということ、

これからの運動が決定的に重要だ。



障害者ITサポート事業の紹介

あべ ただまさ
埼玉県障害者ITサポートセンター推進員 阿部 忠正



日頃、当ITサポートセンターの活動に対しご理解とご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

埼玉県障害者ITサポートセンター

(1階、左奥、団体交流室内)
受付時間 火・木・土 午前10時～午後3時
電話・FAX 048-825-2749
メール smile04529@bz03.plala.or.jp
HPアドレス https://ww100089-hp.normanet.ne.jp/it.html



●埼玉県障害者ITサポートセンター

埼玉県障害者ITサポートセンターは、「障害があることで、パソコンやスマホによる情報の入手や操作の習得等が困難な方」を対象に、ご希望の日時に、ご希望の場所でボランティアによる無料の個別・訪問サポートをさせていただきます。この事業は、埼玉県障害者協議会・社会参加推進センターが埼玉県・福祉部からの委託により実施しているものです。

その目的のため次の事業を実施しております。

- ① 障害者からのIT相談事業（電話、FAX、電子メール、面談による）
- ② パソコンボランティア（以下パソコンラ）養成事業
- ③ パソコンラによる障害者への個別サポート事業（在宅訪問サポート、センター内IT相談室や施設でサポート）

●パソコンやスマホで困りの障害者の皆様へ

次の様なことでお困りの場合、お気軽にご連絡ください。ご依頼・相談は電話・メール・ファックスをご利用ください。電話は、火・木・土、メール・ファックスは常時受け付けております。

- ◆パソコンを買ったけど、難しく使えない！
- ◆スマホを買ったので、操作を基本から教えて欲しい
- ◆普通のパソコン教室では、教えてもらえない！
- ◆インターネットをやりたいけど、接続はどうするの？
- ◆視覚障害者で、メール送信したいけど、誰か教えて！
- ◆手が不自由でマウスが使えないけど、どうしたらいいの？

ITサポートセンターでは、障害者のパソコン・スマホの利用を助言、支援するパソコンボランティアを随時募集しています。協力可能な方は是非ご連絡をお願いします。

●活動状況

新型コロナウイルス感染症は、5類感染症へ移行されて1年余り経過しておりますが、今年も夏場になり感染者数が増加しているようです。センターやご自宅でのサポートでは、基本的な感染防止を徹底し、障害者交流センター内でのサポートの場合3密回避のために一組毎の利用とし事前予約して頂いての運用を、パソコンボランティア様のご理解とご協力のもとにサポートをさせて頂いております。

サポート依頼数は今年になって、コロナ以前の数字に戻りつつあります。

昨年度（2023年度）の活動実績は、障害者様からの相談件数297件、障害者様へのサポート実績件数187件です。また、障害別の内訳件数では肢体障害43件、視覚障害101件、発達障害12件、聴覚15件、盲ろう10件、精神障害6件となっています。



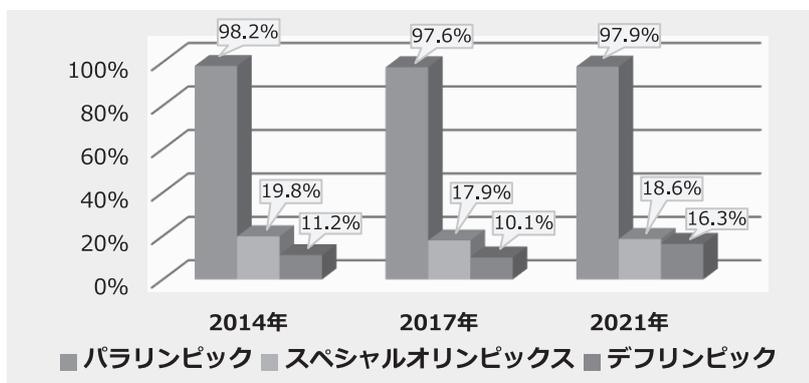
2025年、第25回夏季デフリンピック競技大会が東京で開催されます。

特集第2回は、デフリンピックの認知度、歴史や選手の活躍に触れます。より多くの人達がデフリンピックを知ること、2025年東京大会が日本全国をあげて盛り上がっていくことを期待したいです。



デフリンピックはどのくらい知られている？

認知度が低いのが現状です



2021年に日本財団パラスポーツサポートセンターが行った調査結果では、国内のデフリンピックの認知度は16.3%です。2014年に同機関が調査したときは11.2%だったので、それと比べるとやや認知度は上がりました。

しかし、パラリンピックの認知度97.9%と比べると、はるかに低いのが現状です。

©一般財団法人全日本ろうあ連盟 制作・発行：一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会

デフリンピックの歴史



夏季デフリンピックは1924年に始まり、2025年に100年目です

夏季デフリンピックは1924年にフランスで始まり、日本は1965年のアメリカ・ワシントン大会から参加しています。

冬季デフリンピックは1949年にオーストリアで始まり、日本は1967年のドイツ・ベルヒスガーデン大会から参加しています。

日本から出場している選手は100人を超すようになっています。

©一般財団法人全日本ろうあ連盟 制作・発行：一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会

◆夏季デフリンピック

| | | |
|------|-------------|----------|
| 第1回 | 1924 (大正13) | フランス |
| 第2回 | 1928 (昭和3) | オランダ |
| 第3回 | 1931 (昭和6) | ドイツ |
| 第4回 | 1935 (昭和10) | イギリス |
| 第5回 | 1939 (昭和14) | スウェーデン |
| 第6回 | 1949 (昭和24) | デンマーク |
| 第7回 | 1953 (昭和28) | ベルギー |
| 第8回 | 1957 (昭和32) | イタリア |
| 第9回 | 1961 (昭和36) | フィンランド |
| 第10回 | 1965 (昭和40) | アメリカ |
| 第11回 | 1969 (昭和44) | ユーゴスラビア |
| 第12回 | 1973 (昭和48) | スウェーデン |
| 第13回 | 1977 (昭和52) | ルーマニア |
| 第14回 | 1981 (昭和56) | ドイツ |
| 第15回 | 1985 (昭和60) | アメリカ |
| 第16回 | 1989 (平成1) | ニュージーランド |
| 第17回 | 1993 (平成5) | ブルガリア |
| 第18回 | 1997 (平成9) | デンマーク |
| 第19回 | 2001 (平成13) | イタリア |
| 第20回 | 2005 (平成17) | オーストラリア |
| 第21回 | 2009 (平成21) | 台湾 |
| 第22回 | 2013 (平成25) | ブルガリア |
| 第23回 | 2017 (平成29) | トルコ |
| 第24回 | 2022 (令和4) | ブラジル |
| 第25回 | 2025 (令和7) | 日本 |

◆冬季デフリンピック

| | | |
|------|-------------|-----------|
| 第1回 | 1949 (昭和24) | オーストリア |
| 第2回 | 1953 (昭和28) | ノルウェー |
| 第3回 | 1955 (昭和30) | ドイツ |
| 第4回 | 1959 (昭和34) | スイス |
| 第5回 | 1963 (昭和38) | スウェーデン |
| 第6回 | 1967 (昭和42) | ドイツ |
| 第7回 | 1971 (昭和46) | スイス |
| 第8回 | 1975 (昭和50) | アメリカ |
| 第9回 | 1979 (昭和54) | フランス |
| 第10回 | 1983 (昭和58) | イタリア |
| 第11回 | 1987 (昭和62) | ノルウェー |
| 第12回 | 1991 (平成3) | カナダ |
| 第13回 | 1995 (平成7) | フィンランド |
| 第14回 | 1999 (平成11) | スイス |
| 第15回 | 2003 (平成15) | スウェーデン |
| 第16回 | 2007 (平成19) | アメリカ |
| 第17回 | 2011 (平成23) | スロバキア(中止) |
| 第18回 | 2015 (平成27) | ロシア |
| 第19回 | 2019 (平成31) | イタリア |
| 第20回 | 2024 (令和6) | トルコ |

2025年 11月15日～26日 開催！



デフリンピックにおける 日本代表選手の活躍

第24回夏季デフリンピック競技大会

第24回夏季デフリンピックは、ブラジルのカシアス・ド・スルで2022年に開催されました。

日本からは149名（選手95名、スタッフ54名）の選手団を派遣しました。

日本選手団の大活躍により、過去最高のメダル獲得数30個（金12、銀8、銅10）となりました。



©一般財団法人全日本ろうあ連盟



第20回冬季デフリンピック競技大会

第20回冬季デフリンピックは、トルコのエルズルムで2024年に開催されました。日本からは67名、（選手39名、スタッフ28名）の選手団を派遣しました。そして、冬季デフリンピックとして過去最高のメダル獲得数7個（銀4、銅3）となりました。



デフリンピックにどうやって出場できるの？

以下のような流れで、選手として出場できます。



STEP1

デフリンピックの情報を得る

- 学校での部活動で顧問から情報を受け取る
- ろうのスポーツ仲間との出会いなど、色々な背景があります

STEP2

団体に連絡をとる

自分が得意とする競技種目（デフリンピック採用種目のなかで）のデフスポーツ競技団体や自分がいる都道府県ろう協会に相談する

STEP3

競技団体が実施する合宿もしくは大会に参加する

STEP4

各競技団体が定める強化指定選手の条件をクリア

STEP5

強化指定選手として登録

デフリンピックに向けた強化合宿に参加

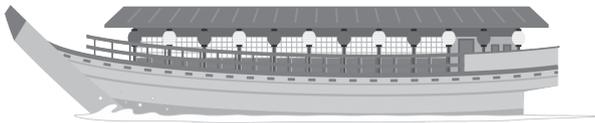
日本代表選出、
デフリンピック出場

【お詫びと訂正】

センターだより141号（6/30発行）6-7ページ掲載【第1回デフリンピック特集】の冬季デフリンピック競技名の中で、フットサルが抜けてしまいました。訂正して、お詫び申し上げます。

オストミ-協会埼玉支部 令和六年一日研修報告

今年の日帰り研修は、6月4日(月)、屋形船による隅田川遊覧でした。36名の方が参加、無事研修行事を終えることが出来、役員一同ホッと胸をなでおろしています。参加者の皆さま有り難うございました。



研修旅行の写真 (料理、船中、集合写真) 撮影: 石川伸夫

日帰り研修に参加して

石川 伸夫
いしかわ のぶお

今年の日帰り研修は、浅草から隅田川の初夏の川風を受けながら屋形船に乗り、船からの清々しい眺めとおいしい食事をいただきながら、仲間の皆様と楽しく語らう日帰り研修旅行でした。

屋形船による日帰り研修は、5年ほど前に参加しており、その後はコロナの流行などにより開催されておられませんでしたが、久しぶりに開催されると伺い、本当に楽しみにしておりました。

今回は埼玉支部会員22名の他、会員のご家族、お友達、関係団体など総勢で36名の方にご参加をいただいで、大変盛り上がった研修だったと思います。

隅田川を、浅草の東橋から出港し、お台場の海浜公園を折り返し場所として約2時間をかけて船の旅を楽しみました。

レインボーブリッジまでの行きは、よく冷えたビールや揚げたての野菜、白身魚、エビのてんぷらをいただき、普段見ることのできない川面から見上げる隅田川にかかる永代橋や勝鬃橋、湾岸周辺のタワーマンション、豊洲市場の眺めを満喫しました。

帰りの船中では、皆でカラオケを熱唱、最後には「彩の国小唄」を合唱して大いに盛り上がりました。

隅田川の舟遊びを楽しみ、お互いの交流を深めることができ、下船後には、秋の宿泊研修で皆さんと再会の楽しみを約束して散会しました。

秋の宿泊研修での再会を！



当日、朝8時、開催を知らせる打ち上げ花火あり！
10時開会の打ち上げ花火でスタート！

テーマ

つながることが力になる 共に生きる平和な社会

第45回

県民啓発事業

埼玉障害者まつり

参加費無料！

とき **10月6日(日)** ところ **埼玉県障害者交流センター**
9:30~15:00

多くの困難を乗り越え、障害者、家族・関係者が手をつなぎ、生きがいのある生活をめざしてきました。とどまることのない戦火、その中で障害者はどんな生活を送っているのだろうか。元日に起きた能登大震災、車中泊か自宅にとどまるか、無事、福祉避難所で辿り着け生活できているだろうか。人材不足はより深刻、明日はヘルパーさんが来てくれるだろうか。気候変動で暑い夏、一人住まいで熱中症が心配。物価高騰、人手不足、資金不足で施設運営が心配。不安な日々が続きますが、心穏やかな日々が来てほしい。

介護保険か障害者福祉か、今まで通りの生活がしたい65歳問題、子どもを生む権利を奪われた優生保護法問題、行動が制限されバリアフリーが程遠い駅無人化問題、投票が保障されない郵便投票の改善問題、障害のある人たちが、人権を守るために裁判に立ち上がっています。声を上げる中、理解と支援の輪が広がっています。

30年来声を上げ、実現を目指してきた精神障害者への運賃割引、JR、大手私鉄各社は実施を決めました。

障害・家族、関係者は、困難であればあるほど、手をつなぎ、声を上げてきました。そして、今も…！

第45回埼玉障害者まつり、みんなが平和に暮らせるように、その日が楽しい一日となるように、そして、明日に希望がつながるように、そんな一日をみんなでもにつくりませんか。あなたの参加をお待ちしています。

障害者まつりや障害者運動を盛り上げる
協賛金・支援カンパのご協力を！

- ①みんな集まれ、ひとりぼっちの障害者をなくそう！
- ②障害者の文化・スポーツ・レクリエーションの発展のために！
- ③差別や偏見をなくし障害者問題への理解を広げよう！

上記の主旨で始まった埼玉障害者まつりも、多くの皆様方のご支援の中で45回目の開催となりました。この日を楽しみにしている障害者・家族がたくさんいます。企画の準備、運営スタッフやボランティア参加者の手配、送迎車確保等の資金が必要です。ぜひ、個人団体は問わず、企業や商店として、ご支援ご協力をよろしくお願ひします。

事務局 電話・FAX 048-833-7027
E-mail syousairenssc@hop.ocn.ne.jp

振込先 郵便振替 口座名 障害者まつり
00160-4-57438

主催 埼玉障害者まつり実行委員会

◎特定非営利活動法人 埼玉障害者協議会 ◎障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会

実行委員会事務局 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内 電話・FAX 048-833-7027
E-mail syousairenssc@hop.ocn.ne.jp

後援 埼玉県・埼玉県社会福祉協議会・さいたま市・さいたま市社会福祉協議会
埼玉新聞社・読売新聞さいたま支局・朝日新聞さいたま総局・
毎日新聞さいたま支局・東京新聞さいたま支局・テレ玉・FM NACK5

雨にも負けず開催します！台風等で駐車場が浸水した場合は中止し、出直します。

訃 報

森田かよ子 前代表理事 ご逝去

令和 6 年 8 月 8 日、病氣療養中のところ治療の甲斐なく永眠されましたことをお知らせいたします。関係各所の皆様には故人が生前賜りましたご厚誼に感謝申し上げます。

平成 23 年度から平成 26 年度まで代表理事を務めたほか、役員・事務局長・副代表理事など要職を歴任、平成 21 年には常務理事として NPO 法人化に尽力されるなど、当協議会の発展のために長年にわたり多大なご貢献をいただきました。

ここに心から哀悼の意を表すとともに、謹んで故人のご冥福をお祈りいたします。



令和 6 年度埼玉県社会参加推進協議会 並びに社会参加推進事業実施団体調整会議 開催報告

令和 6 年 7 月 31 日 (水) 埼玉県障害者交流センター 2 階で、令和 6 年度第 1 回埼玉県社会参加推進協議会並びに社会参加推進事業実施団体調整会議を開催致しました。

この会議には、社会参加推進事業の各実施団体 (11 団体) の他、埼玉県福祉部障害者福祉推進課社会参加推進・芸術文化担当の金子美樹子主幹にご出席を頂き、今年度実施計画等を話し合いました。



コールファミリー50周年記念コンサート

2024年10月27日 (日) 開場13:30 開演14:00 入場無料 (要・整理券)

彩の国さいたま芸術劇場 音楽ホール JR 埼京線【与野本町駅】西口下車徒歩7分

出演 コールファミリー 指揮:奥隅 正 ピアノ:木下 愉厘子

賛助出演 <ヴァイオリン> 和波 孝禧 <ピアノ>土屋 美寧子

- 演奏曲目
1. (混声合唱のための唱歌メドレー) ふるさとの四季
 2. (ヨーロッパの薫りをのせて) ウィーンわが夢のまち 他5曲
 3. ゲスト 和波 孝禧
 4. (コールファミリーの50年) 荒城の月 他6曲

事のおこりは、ある日の盲学校の寄宿舎での生活の中で始まった。決まったカリキュラムでもないのに歌声はおこり、寄宿生たちの生活の一部となって定着して行った。そして歌声は盲学校の卒業後も途絶えることなく歌い継がれ、ともに白髪が目立つ、半世紀が経過した今も続いている。それが合唱団「コールファミリー」です。あなたの人生を重ねるひと時をご一緒に!

編集後記

「秋バテ」という言葉を最近耳にするようになりました。季節の変わり目の気温の変化や、昼と夜の温度の変化など寒暖の差の繰り返しで、自律神経が乱れて現れる様々な症状のことを言うそうです。少しずつ秋を感じるようになりましたが、まだまだ、残暑厳しくなりそうです。体調を整えて元気に過ごしましょう。(松本)